

改正案	現行
<p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。 三・四（略） 7～11（略）</p>	<p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。 三・四（略） 7～11（略）</p>